

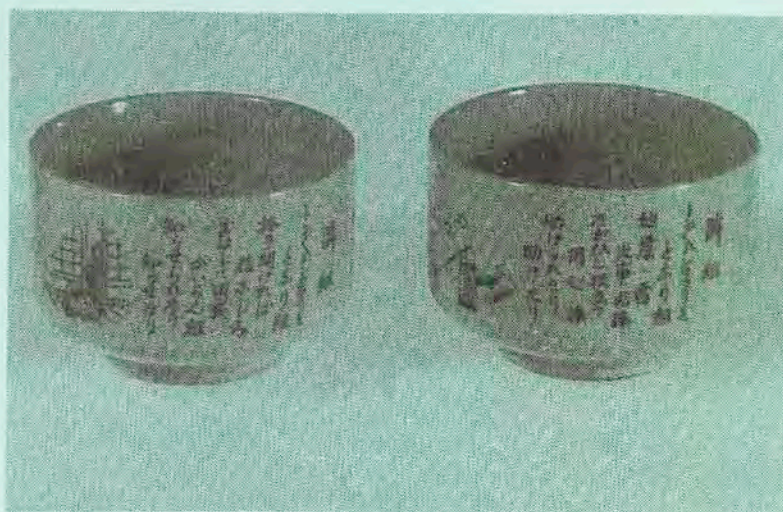
かたりべ 55

豊島区立郷土資料館だより

☆新・収蔵資料☆

「翼賛」 隣組の茶わん

♪とんとん とんらからりと 隣組♪
♪格子を開ければ 顔なじみ♪



この詞ではじまる「隣組」の歌は、一九四〇（昭和一五）年のNHK国民歌謡としてつくられました（岡本一平作詞・飯田信夫作曲）。毎日のようにラジオで放送され、たいへん親しまれた歌です。

隣組は、町会（町内会）の下部組織で、一〇世帯くらいを単位につくられました。町会や隣組はもともと、住民の自主的な組織でしたが、戦争が長引く中で、行政機関としての性格を強められました。特に、一九四〇年、大政翼賛会ができると、その末端機関となり、配給・防空・供出・勤労奉仕などの仕事を行ない、戦時態勢への国民動員に不可欠の働きをしました。常会という会議では、政府や軍などの指示の徹底がはかられました。

写真の茶碗は豊島区椎名町五丁目（現・南長崎三丁目）にお住まいだった、故三上さか江さんがお持ちだったもので、ご遺族の方から寄贈いただきました。

「翼賛」の文字とともに「隣組」の歌詞の「一、三番や」「一、国策を忠実に実行し」で始まる「常会信条」が書かれています。（あおき）

休暇・日曜・休業日は廃止 ―工場動員の中学生・高女生たち―

(第二回收藏品展「戦時下の区民生活」から)

アジア太平洋戦争(第二次世界大戦)

の間、中学校・高等女学校以上の生徒・学生は、学徒勤労動員によって、学校で勉強するかわりに軍需工場その他の工場・事業所で、働く日々を過ごしました。

生徒たちはすでに中国との全面戦争がはじまるなか、農場や公園整備などの「勤労作業」に参加していましたが、一九四三年以後、本格的な工場動員が始まります。豊島区の各学校も軍造兵廠での兵器製造から、軍需工場、機械・皮革・衣類などの工場、印刷工場での軍票製造、専売局でのタバコ製造、さらには輸送トラックの上乗りなどに従事しました。

動物の皮をあつかう仕事についた、立教中学の生徒は、その重さと異臭とに苦しめられました。麻縄製作工場に行った川村女学院の女生徒のなかには、麻の埃で胸を悪くする人も出ました。トラックの交通事故で亡くなった人もいます。

一九四四(昭和一九)年二月二十五日の

閣議決定「決戦非常措置要綱」は、学生

生徒の常時動員を行うことにしました。



動員先での記念撮影(川村学園)

亀井繁雄氏提供

示しました。

ではどのようにして教育を行うのか。

「休暇・日曜日等の休業は原則として、これを廃止」、「日曜日または作業の休日等を利用し」、「現場における余暇を活用して：」としています。動員生徒には休みはない、というわけです。「国策を完遂するの気魄と態度とを涵養すること」と精神力を強調していますが、さすがにこれでは現実的でないと考えたのか「勤労動員と共に学力の充実向上にあつるを建前とするも、生徒心身の休養につき適切な配慮をなすこと」と休養の必要も述べてはいます。しかし、この「配慮」は現場にまかせられたわけです。

要綱にもとづく中等学校教育内容に関する措置要綱(三月二十四日)では、「勤労動員をして教育の一環たらしめ勤労と教育との融合につとめ」とし、教育をな

がしるに於けるものではないとの建前をことになりました。(あおき)

今年も、毎年恒例の戦争と平和について考える歴史講座を、収蔵資料展「戦時下の区民生活」の関連事業として開催しました。今回は延べ五〇名の参加者を得ることができました。内容は、以下の通りです。

第1回「戦時下の大臣演説」

第2回「大本営発表の虚構」

第3回「玉音放送など」

第1回は、現在音声記録として残されている、乃木希典・東郷平八郎・大隈重信・尾崎行雄・安倍磯雄・浜口雄幸・松岡洋右・浜田国松・近衛文麿・東条英樹・奥村喜和男・阿部信行・賀屋興宣・小磯国昭などの、大臣・軍人の声を聞きながら戦前・戦中の歴史を辿りました。

第2回は、一九四一（昭和一六）年一月八日以来、八四六回にわたってラジオ放送された「大本営発表」が、実際の戦果と何時ごろからズレ始め、どの程度かけ離れたものであったかを、現在も聞

くことのできる三八件の録音を通じて検証しました。

そして第3回は、アジア太平洋戦争中に発売された『敵機爆音集』や文部省主催出陣学徒壮行会の実況と、一九四五年八月一五日の正午に放送された「玉音放送」（終戦の詔勅）を聞きました。

【アンケートから】

○興味深く聞きました。心の中でいろいろ波立ち、その当時の人とのギャップを言うと、人間は何とおろかしくあることかと思えます。（54才・女性）

○非常に参考、戦時下においてあまり聞いていなかったため、現在録音資料を聞いて、実に虚報に驚いています。（66才男性）

○戦時下の人物（官・軍・民間）の体験が聞きたかった。（65才・男性）

○「前略」実際に体験した者として、思いを新たに考える機会に恵まれました。真実は多くの人々に知らしむべきだと思

います。（69才・女性）

○戦時下の録音（特に大本営発表）が、よく保存されていたものだと思う。（後略）（67才・男性）

○ラジオ・新聞の報道・発表には、随分と事実を違ったことがあり（特にマリアナ沖海戦などは）国民全部が信じ込まされていたことがわかりました。このようなことは二度とあってはならないと思います。（73才・男性）

○初めてのことで、感銘深くうかがえました。（74才・男性）

○終戦時、私は一五歳、旧制中学三年生でありましたが、今度録音を聞くことが出来まして、この恐るべき内容を知るにおよび、いかに正確な情報が大切かを痛感しました。（後略）（69才・男性）

○この様な音源が残って居たとは思いませんでした。（59才・男性）

○録音などはほんの一部でしょう。戦時下にはこんな物ではない。アメリカの飛行機が我々の頭上に来てから空爆発表。若者に聞かせたい。多数の犠牲があればこそ現在がある。（年齢・性別不詳）

郷土資料館トピックス ☆里帰りした半鐘☆

先般、東京消防庁の所有であった「巢鴨町役場 大正九年九月新調」という銘の入った半鐘が、豊島区に譲与されることとなりました。

半鐘は、火の見やぐらなどに設置されて、火災の警報を発する役目を果たしていました。昭和の初めには豊島区内には十三箇所（火の見やぐら）が設置されており、今回譲与を受けた半鐘も、その内の一つで、巢鴨町役場に設置されていたものと思われます。

その後、おそらくアジア太平洋戦争下の昭和一七（一九四二）年五月九日に発せられた金属回収令によって回収させら



れたのでしよう。その時、東京市内では梵鐘一五〇個、半鐘五〇〇個が回収されています。

半鐘には、前世紀の遺物というイメージがありますが、現在も消防法で、設置されるべき警報設備の一つとされています。消防法施行令の消防用設備を定めた第七条に「警報設備は、火災の発生を放置する機械器具又は設備であつて次に掲げるものとする」とあり、「四 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレンその他の非常警報器具（以下略）」と定められています。また、消防信号に関する消防法施行規則第四十三条にも「打鐘信号」とあります。

今回譲与を受けた半鐘は、警報器具としての役割は終えたものの、貴重な郷土資料の一つとして、新たな役割を担おうとしています。

今後、この半鐘をどのように活用したら良いか、現在検討中です。「伊藤」

□ 短編集 後記 □

だいぶ、遅れてしまいました。が、「かたりべ」55号をお届けいたします。

本当は、夏に出す予定であった本号ですが、担当者の調整ミスから、押せ押せになってしまいい、とうとう紅葉の季節も目の前という時節になってしまいました。「かたりべ」を楽しみにしている方々には、大変申し訳なく思っております。

次号では、今年度第3回目の収蔵資料展のご案内ができるかと思ひます。 「伊藤」

か たり べ

No. 55

1999年10月5日発行

印刷/発行
豊島区立郷土資料館

豊島区西池袋2-37-4

☎03-3980-2351